

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年8月20日（平成27年（行情）諮問第492号）

答申日：平成28年5月16日（平成28年度（行情）答申第52号）

事件名：格闘練度判定実施に関する特定部隊一般命令等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令 1 施大本管中般命第11号（21. 2. 26）」（原議書を含む）」及び「これが記載された発簡簿（「1施大本管中般命」「21. 1. 1から21. 12. 31」）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月24日付け防官文第4936号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

命令を発簡するときは、必ず発簡簿に記載し、発簡番号を取る。当該命令は、発簡番号が記載されている。原処分は、法5条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

（2）意見書

異議申立人から、平成27年9月22日付け（同月24日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令 1 施大本管中般命第11号（21. 2. 26）」（原議書を含む）及びこれが記載された発簡簿（「1施大本管中般命」「21. 1. 1から21. 12. 31」）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書（本件対象文書）の保有を確認することができなかつたため、

法9条2項の規定に基づき、平成27年3月24日付け防官文第4936号により、文書不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「命令を発簡するときは、必ず発簡簿に記載し、発簡番号を取る。当該命令は、発簡番号が記載されている。」として、原処分は、違法不当であると主張する。

原処分に当たっては、開示請求書に「1施大本管中般命第11号」と記載されていたことから、本件開示請求の対象となる行政文書は、陸上自衛隊第1施設大隊本部管理中隊が発簡した文書であると考え、同部隊において書庫、倉庫及びパソコン内のフォルダを探索したが、本件対象文書の作成及び保有について確認することができなかった。

また、念のため、第1施設大隊の他の中隊及び各小隊においても同様の探索を行ったが、その保有を確認することはできなかった。

異議申立人の「当該命令は、発簡番号が記載されている。」との主張の意味するところは不明であるが、上記のとおり、所要の探索の結果、本件開示請求に該当する文書の存在を確認できなかったことから原処分を行ったものであり、「法5条にある開示義務を不当に回避したもの」であるとする異議申立人の主張は全く当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年8月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月24日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年1月28日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令 1施大本管中般命第11号（21.2.26）」（原議書を含む）」（以下「本件一般命令」という。）及び「これが記載された発簡簿（「1施大本管中般命」「21.1.1から21.12.31）」」であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件開示請求は、本件一般命令と併せてこれが記載された「21.1.1から21.12.31」の発簡簿の開示も求めるものであることから、平成21年に実際に発簡された本件一般命令及びこれが記載された発簡簿の開示を求めているものと解される。

(2) 諮問庁から第1施設大隊本部管理中隊（以下「管理中隊」という。）の平成21年の発簡簿の提出を受け、当審査会において確認したところ、同年に本件一般命令が発簡されたことを示す記載は認められなかった。

また、原処分時に行った管理中隊及び第1施設大隊のその他の中隊等における書庫、倉庫及びパソコン内のフォルダの探索が不十分であるともいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子